

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

文 部 科 学 大 臣 殿

令和6年6月20日

下記の専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定する課程として推薦します。

記

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																															
東京法律公務員専門学校	平成2年2月1日	富永 大策	〒 130-0012 (住所) 東京都墨田区太平1-9-8 (電話) 03-3624-5443																															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人立志舎	平成10年10月30日	塚原 一功	〒 130-8565 (住所) 東京都墨田区錦糸1-2-1 (電話) 03-3624-5441																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
文化・教養	法律専門課程	法律学科	-	平成17(2005)年度	平成30(2018)年度																													
学科の目的	学校教育法に定める専修学校制度の趣旨に則り、法律及び文化教養に関する正しい知識的・確かな技能を授け、もって職業や實際生活に必要な能力を養成し教養を向上させることを目的とする。特に本学科では、将来の司法試験合格を目指し、法科大学院への進学を目的とする。法律の深い理解はもちろんのこと、幅広い教養を身につけ、社会的な常識を備えた法律家になれるような人材の育成を目指す。																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■取得可能な資格:法検定ベーシックコース・法検定スタンダードコース・行政書士など</li> <li>■中途退学者:4名【令和5年4月1日時点の在学者52名(令和5年4月1日入学者含む)、令和6年3月31日時点における在学者48名(令和6年3月31日卒業者含む)】</li> <li>■中途退学の主な理由:学生生活不適應・修学意欲低下・学則違反</li> <li>■中退防止・中退者支援のための取り組み:学生相談室の設置、郵送による保護者あての出席状況報告、個人面談、保護者との電話連絡など</li> </ul>																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																											
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 3,560 単位時間 単位	3,180 単位時間 単位	3,700 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																															
60人	36人	0人	0%																															
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業生数(C) : 13 人</li> <li>■就職希望者数(D) : 5 人</li> <li>■就職者数(E) : 5 人</li> <li>■地元就職者数(F) : 4 人</li> <li>■就職率(E/D) : 100 %</li> <li>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 80 %</li> <li>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 38 %</li> <li>■進学者数 : 7 人</li> <li>■その他 病氣療養1人</li> </ul> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 進学先:千葉大学法科大学院2人・明治大学法科大学院2人・学習院大学法科大学院1人・法政大学法科大学院1人・南山大学法科大学院1人 就職先:(株)アクサス・(株)グッドライフ・(株)ジェイ・エス・エス・(株)国際自動車・(株)ビルトマテリアル</li> </ul>																																	
第三者による学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</li> </ul> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																	
当該学科のホームページURL	URL: <a href="https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/course/fudosan/">https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/course/fudosan/</a>																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A:単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>3,560 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>220 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>120 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>120 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B:単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>						総授業時数	3,560 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	220 単位時間	うち必修授業時数	120 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	120 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	3,560 単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	220 単位時間																																	
うち必修授業時数	120 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	120 単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																	
総授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																	
うち必修授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p> <p>0人</p>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	4人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	6人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																																	
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	4人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																	
計	6人																																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針  
官公庁・業界団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映するため、官公庁・業界団体等からの意見を十分に活かし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け  
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記  
1. 教育課程編成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野について各校ごとに設置する。  
教育課程編成委員会は、業界関係者、有識者および学園職員で構成する。  
2. カリキュラム作成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野ごとに設置する。  
カリキュラム作成委員会は関連する学校・関連する学科ごとの責任者全員で構成する。  
3. カリキュラム作成委員会において教育課程を作成する。  
4. カリキュラム作成委員会において作成した教育課程を教育課程編成委員会全体会および各学校・各学科ごとの分科会において検討を行う。  
5. 教育課程編成委員会は、カリキュラム改善への意見をカリキュラム作成委員会に提言する。  
6. カリキュラム作成委員会は、その意見を組織としてカリキュラムの改善を検討吟味し決定する。  
7. カリキュラム作成委員会は、教育課程編成委員会の意見を十分に生かし、カリキュラム改善等の教育課程の作成を定期的に行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年1月30日現在

名前	所属	任期	種別
増田 智光	埼玉県行政書士会 総務部 部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
糸 誠一郎	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 第三ブロック 墨田区支部 地域貢献委員会 委員長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
目崎 大介	防衛省 自衛隊 東京地方協力本部 城東地区隊 江東出張所 所長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
石坂 浩	石坂綜合法律事務所 弁護士	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
唐木 雅之	八千代市役所 財務部 納税課 副主幹	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
高橋 正臣	墨田区役所 墨田区福祉事務所 保護第3係	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
野地 将人	優幸不動産株式会社 代表取締役	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
宮崎 光浩	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
柚木 健輔	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律学科(4年制) 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
吉田 隆	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律学科(2年制) 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
古川 俊朗	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律ビジネス学科 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
須田 洋介	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律社会学科 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
古立 匡史	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 不動産ビジネス学科 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回（9月、1月）

(開催日時(実績))

第21回 令和5年9月26日 10:05～11:30(うち学園全体会15分、東京法律公務員専門学校 法律学科4年制分科会10分)

第22回 令和6年1月30日 10:10～11:15(うち学園全体会10分、東京法律公務員専門学校 法律学科4年制分科会7分)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

① 多様性が問われる世の中にあって、学生の価値観も多様化してきていると思う。そうした多様化した学生の価値観に応えられるようなカリキュラムを考えられたほうがよいと思うとの意見を受け、各講座の内容を検討し、カリキュラムの再構成をはかっていく。

② 勤労観や職業観が形成されていない人は、社会に出てから成長することが難しいことだと思う。時間をかけて学生が自らの力で勤労観や職業観を形成できるような指導をされたほうが良いと思う。指導に当たっては、公務員試験の合格という目先のことだけにとられるのではなく、もっと先を見据えた目標設定のもとで学生指導をしていただきたいと思うとの意見を受け、教員間で学生が就職した後に活躍できる人になることを見据えた学生指導を行うことを確認し、学生のキャリアプランニングに有益な授業を展開するようにカリキュラムの見直しをしていくこととした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

将来の法律家を養成するための実践的な授業内容の改善・工夫のために、演習における課題設定等を行うにあたり、教育内容に関連する情報等の提供等の協力が得られる官公庁・企業等を選定している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本学教員と官公庁等の講師が、授業に関する知識の修得状況、受講態度等の評価項目を設定し、評価を行うことを事前に打ち合わせる。

授業の前提として、本学教員が基礎知識を修得させる授業を行う。

学生の知識をより実践的なものにするために、具体例を踏まえて授業をしよう。

授業終了後、質疑応答、理解度確認テストを行い、レポート提出を課し、それらを基に成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
就職セミナー I	卒業後の進路選択を考える前段階として、日々の学生生活を有意義なものとする意識の高揚を目指す。特に、社会人として必要とされる基本的なものの見方や考え方・行動の仕方について理解を深め、礼儀・マナーの修得、面接練習等を重視する。	キャリアフラッグ株式会社
職業実務 I A	社会人として必要とされるコミュニケーション能力を育成することを主な目的とする。円滑なコミュニケーションには、見た目も重要な要素となるため、社会人として好ましい服装やコーディネート、メイクアップについても学び、円滑な就職活動ができる準備をしていく。	キャリアフラッグ株式会社
職業実務 I F	自衛隊の日本における役割を理解し、自衛隊と警察・消防の違い等について学ぶ。また、自衛隊の災害活動等についても学び、幅広く社会人として仕事をするために必要な知識・能力を修得する。	防衛省自衛隊 東京地方協力本部 城東地区隊江東出張所
職業実務 II B	障害者の現状を把握した上で、ノーマライゼーションやインクルージョンといった適切な障害者福祉のあり方を理解することを目標とする。障害者の現状や実態を示しながら、障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた授業を行う。 今後ますます重要になってくる成年後見制度について、実際の事例を基にして、制度の基礎知識や手続、問題点や対処法を実践的に学ぶ。	特定非営利活動法人 政策マネジメント研究所

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「学校法人立志舎 教員研修規定」において、以下の様に定めている。

- 1 研修は、教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術および技能並びに、指導力の修得・向上を目的として行う。
- 2 研修は教員に対して行い、個々の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて実施しなければならない。
- 3 学園は、教員の研修計画を策定・実施し、教員に研修を受講する機会を与えなければならない。
- 4 学園が必要と認める場合は、他の企業等の関係機関と連携し研修を行うことができる。
- 5 教員は、学園が定めた教員研修計画に従い、研修目的を達成するため研修を受講しなければならない。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「民主主義とコミュニケーション空間」	連携企業等:	比較憲法学会
期間:	令和5年10月28日	対象:	法律学科の教員
内容	授業科目である「憲法」に係る授業の講義能力向上のため、「民主主義とコミュニケーション空間」のテーマのもと、デジタル空間やオンラインプラットフォーム空間などと民主主義について理解を深めることを目的として、比較憲法学会の研究会に参加した。本学科専任教員の代表者が参加し、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、民主主義とコミュニケーション空間に関する知識を習得した。		
研修名:	「改正個人情報保護法に基づく個人情報保護制度」	連携企業等:	MASA行政書士事務所
期間:	令和5年12月27日	対象:	法律学科の教員
内容	時事問題に関する授業科目に係る授業の講義能力向上のため、改正個人情報保護法の概要と情報漏洩の危険性について理解を深めることを目的として、MASA行政書士事務所と連携し、研修を実施した。本学科専任教員が参加し、改正個人情報保護法の概要と情報漏洩の危険性に関する知識を得た。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「学校における各ハラスメントと不正防止について」	連携企業等:	関口総合法律事務所
期間:	令和6年2月21日	対象:	法律学科の教員
内容	セクハラ・パワハラ・アカハラの各ハラスメントの発生要因、その具体的事例を通じて、各ハラスメントの防止策や学校現場における様々な不正についての防止策を学んだ。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「代表制と民意」	連携企業等:	比較憲法学会
期間:	令和6年10月26日	対象:	法律学科の教員
内容	憲法に係る授業の講義能力向上のため、代表制と民意について理解を深めることを目的として、比較憲法学会の研究会に参加する予定である。本学科専任教員の代表者を参加させ、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、民主主義に関する知識を習得する予定である。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「人権研修」	連携企業等:	公益財団法人 東京都人権啓発センター
期間:	令和7年1月	対象:	法律学科の教員
内容	学生に対してハラスメントや体罰、差別的対応がないような指導の仕方を学び、また、学生間でいじめ問題が生じた場合の対処方法など、人権意識を高めることにより指導力を向上させるための研修を実施する予定である。		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画が適切であるか検証するため学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は原則として年1回開催する。学園の基本目標である「学生から信頼され支持される学校づくり」を実現させるため、学校関係者評価委員会における委員の意見を踏まえ、管理職会議や課会議などに改善に向けた取り組みを検討し、その実現を図っていく。また、教育活動に関しては、学校関係者評価委員会並びに教育課程編成委員会の意見を踏まえカリキュラム会議において、学園の基本目標を達成するためのカリキュラムの検討と編成を行っていく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念、目的、育成人材像は定められているか</li> <li>・学校における職業教育の特色は何か</li> <li>・理念、目的、育成人材像、特色、将来構想などが学生、保護者等に周知されているか</li> <li>・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか</li> </ul>
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的等に沿った運営方針が策定されているか</li> <li>・運営組織や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか</li> <li>・人事、給与に関する制度は整備されているか</li> <li>・教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか</li> <li>・教育活動に関する情報公開が適切になされているか</li> <li>・情報システム化等による業務の効率化が図られているか</li> </ul>
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか</li> <li>・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</li> <li>・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</li> <li>・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか</li> <li>・授業評価の実施・評価体制はあるか</li> <li>・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか</li> <li>・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</li> <li>・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</li> <li>・職員の能力開発のための研修等が行われているか</li> </ul>
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率の向上が図られているか</li> <li>・資格取得率の向上が図られているか</li> <li>・退学率の低減が図られているか</li> </ul>
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路・就職に関する支援体制は整備されているか</li> <li>・学生相談に関する体制は整備されているか</li> <li>・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか</li> <li>・学生の健康管理を担う組織体制はあるか</li> <li>・課外活動に対する支援体制は整備されているか</li> <li>・学生の生活環境への支援は行われているか</li> <li>・保護者と適切に連携しているか</li> <li>・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業訓練の取組が行われているか</li> </ul>
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか</li> <li>・防災に対する体制は整備されているか</li> </ul>
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集活動は、適正に行われているか</li> <li>・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか</li> <li>・学納金は妥当なものとなっているか</li> </ul>

(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか</li> <li>・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</li> <li>・財務について会計監査が適正に行われているか</li> <li>・財務情報公開の体制整備はできているか</li> </ul>
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、専修学校設置基準の遵守と適正な運営がなされているか</li> <li>・個人情報に関しその保護のための対策がとられているか</li> <li>・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか</li> <li>・自己評価結果を公開しているか</li> </ul>
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか</li> <li>・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか</li> <li>・地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか</li> </ul>
(11)国際交流	評価していない

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画を検証するために、学校関係者評価委員会を開催し企業等の役員、職員の方から指摘を受けた点について次の改善をしてきた。

- ① ゼミ学習は、相手への伝わり方、伝え方を普段の授業を通じて身につけることができ、そのスキルはそのまま仕事にも役に立っている。学生時代にそうした経験ができたことはとても良かったと思っているとの意見をいただいたので、さらに充実を図っていくようにする。
- ② いまはSNSがテレビと変わらないぐらいになってきているので、ホームページからSNSへの接続を工夫すべきであると考え。例えば、卒業生が活躍している様子を伝える内容のSNSにホームページからアクセスできるようにすると学校の良さを世間により認知してもらえるようになると思うとの意見をいただいたので、SNSの充実を図り、今後も親しみやすさを感じさせつつ、実績をわかりやすく伝えていくようにする。
- ③ 学生支援に関し、担任と学生とのつながりもそうであるが、学校全体でも学生の進路支援に取り組んでいるという姿勢が見て取れる。就職率の高さは、そうしたことの表れであると言える。学生一人ひとりにあった丁寧な対応をしているということは、入社してきた卒業生から目の当たりにしているところであるとの意見をいただいたので、これまで以上に学生に対して丁寧な対応をしていく。
- ④ 学生に対してだけではなく、持っているノウハウを一般にも気軽に公開できるような機会を創出すべきであると思われる。必ずニーズはあるはずなので、そのような機会を作ることで、さらなる社会貢献や地域貢献が実現できるのではないかと思うとの意見をいただいたので、地域に対する公開講座を実施できるように努力していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
井野崎 徹也	立志舎高等学校 教頭	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	高校関係者
及川 薫	防衛省自衛隊 東京地方協力本部 高円寺募集案内所 所長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
岡島 勇太	アディーレ法律事務所名古屋栄店 弁護士	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
木寺 諒磨	株式会社リログループ 人材開発室 人財採用グループ	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
中本 正幸	株式会社新聞ダイジェスト社 代表取締役社長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
山田 悠稀	横浜市役所 横浜市こども青少年局 青少年部放課後児童育成課	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

( ホームページ ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.all-japan.ac.jp/disclosure>

公表時期: 2024年6月20日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

官公庁・企業等の関係者が本学全般について理解を深めるとともに、官公庁、企業等の関係者との連携および協力の推進に資するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育の特色(ホームページ) 校長名、所在地、連絡先(ホームページ) 学校の沿革(ホームページ)
(2) 各学科等の教育	設置学科・収容定員(ホームページ) 授業方法(ホームページ) カリキュラム(ホームページ) 目標取得資格、目標合格検定(ホームページ) 主な就職先(ホームページ)
(3) 教職員	教職員数(ホームページ)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組支援(ホームページ)
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況(ホームページ) 課外活動(ホームページ)
(6) 学生の生活支援	学生相談室、就職相談室(ホームページ)
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の扱い(ホームページ) 活用できる経済的支援措置の内容等(ホームページ)
(8) 学校の財務	事業の概要、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(ホームページ)
(9) 学校評価	自己点検評価報告書(ホームページ) 学校関係者評価報告書(ホームページ)
(10) 国際連携の状況	なし
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

( ホームページ ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.all-japan.ac.jp/disclosure>

公表時期: 2024年6月20日



授業科目等の概要

(法律専門課程 法律学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			基礎英語	英語を学習するにあたっての基本的な知識を身につける。とくに品詞の種類や時制、文の仕組みについて、日本語の文法と対比しつつ理解を深める。また、今後発展的な英語学習を行う上での下地作りになるような内容を予定している。	1前	40	2	○			○	○			
2		○		現代論理学Ⅰ	書物や会話のなかで非形式的に現れている推論の吟味からスタートし、無用な技術的問題に煩わされることなく、論理学の主要な諸概念(論証、妥当性、真理など)の理解を目指す。	1前	40	2	○			○	○			
3		○		自然科学Ⅰ	数学の基本概念や原理・法則の理解および事象を数学的に考察し、処理する能力を高めることを目指す。	1前	40	2	○			○	○			
4		○		自然科学演習Ⅰ	数学・物理・化学・生物・地学分野の自然科学に関する総合的理解を深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1前	40	2		○		○	○			
5		○		社会科学Ⅰ	法学および政治分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指す。	1前	40	2	○			○	○			
6		○		人文科学Ⅰ	日本の歴史の展開をさまざまな角度から理解し、日本の文化・芸術および思想等の特色についても理解を目指す。	1前	40	2	○			○	○			
7		○		ロジカル・シンキング演習	自分の考えの構成を批判的に眺める技術を学ぶ。自分の作成した文書構成が、本当に自分の考えをわかりやすく伝えるように構成されているかをチェックする演習を通し、“厳格な考えのプロセス”の中に自分自身を置くことで論理の重要性について深く考察する。	1前	40	2		○		○	○			
8		○		論理学Ⅰ	「論理的に正しい」とはどういうことなのだろうか。そしてそれは何と対比された概念なのだろうか。論理学の扉を開ける前に、われわれの目の前に開かれている「論理」について考えてみる。	1前	40	2	○			○	○			
9		○		論理学演習Ⅰ	ある程度のまとまりの議論を、とくに接続関係と指示関係に注意しながら分析するトレーニングを行う。	1前	40	2		○		○	○			
10		○		英語Ⅰ	英文を理解する上では、文の骨格をすばやくつかむことがもっとも大切である。よって、「文の構造」を理解することを中心として、口語表現・会話表現や、大意・要旨を把握する問題等を考察する。	1後	40	2	○			○	○			
11		○		クリティカル・シンキング演習	頭の中で論理的に理解できることとそれを実践できることとの間には大きな溝が存在している。論理的思考は絶対に必要だが、実践するにはそれだけでは明らかに不十分である。“理解”と“実践”の間にあるギャップの解消を目指す。	1後	40	2		○		○	○			
12		○		現代論理学Ⅱ	「現代論理学Ⅰ」を踏まえて、非形式的観点から推論における一般的誤謬や帰納的推論の重要な諸形式についての理解を目指す。	1後	40	2	○			○	○			
13		○		自然科学Ⅱ	物理的な事物・現象に関する考え方や、地学的な事物・現象に関する考え方を養い、物理学および地学の基本概念についての理解を目指す。	1後	40	2	○			○	○			
14		○		社会科学Ⅱ	経済分野に関して、経済用語や時事用語に注目しながら、基本概念についての理解を目指す。	1後	40	2	○			○	○			
15		○		社会科学演習Ⅰ	種々の資格試験の演習問題を多角的に検討し、法学および政治・経済分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指し、さらに総合的理解を深めることを目指す。	1後	40	2		○		○	○			
16		○		人文科学Ⅱ	現代世界の形成を歴史的過程の観点に立って理解し、各国の文化の多様性および複合性や芸術並びに思想等についての理解を目指す。	1後	40	2	○			○	○			
17		○		論理学Ⅱ	命題論理をその部分として含むいっそう広範な体系である述語論理を概観する。具体的には、命題論理に加えて「すべて」と「ある」という語の意味によって正しい推論を扱えるようになることを目指す。	1後	40	2	○			○	○			
18		○		論理学演習Ⅱ	「すべての」「ある」を用いる述語論理の基礎を学ぶ。命題論理の知識を前提にして、より複雑な論理的関係を理解する。	1後	40	2		○		○	○			

19	○	一般知識	一般知識分野についての基本的知識を修得し、政治・経済等の理解を深める。行政書士試験の出題傾向を考慮する。	2 前	40	2	○		○	○				
20	○	英語Ⅱ	英文法を中心に考察し、英文の骨格に対する理解を深め、もって英語表現の細かなニュアンス等の理解を目指す。	2 後	40	2	○		○	○				
21	○	人文科学演習Ⅰ	日本史、国語、世界史、地理等の人文科学に関する総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 後	40	2	○		○	○				
22	○	ロジカル・ライティング演習	コミュニケーションの中で「書くこと」は避けては通れない。特に重要な事柄ほど書いて伝えることが求められる。わかりやすく、そして読み手の「なぜ？」という疑問にきちんと根拠を提示できるように書く力をつけることを目指す。	2 後	40	2		○	○	○				
23	○	論理学Ⅲ	これまで論証を成立させる方法についての考察を行ってきた。だが成立しない論証もたくさんある。論証が誤っていることをどのようにすれば識別できるだろうか。日常的推論において比較的頻繁に現れるいくつかの誤りについて一般的な説明を与えることによって、直観を補強することを目指す。	2 後	40	2	○		○	○				
24	○	論理学演習Ⅲ	仮説や前提、批判などを問う問題へのアプローチを学ぶ。これらは一定の構造・形式を持っているので、それらの性質を理解することを目指す。そのうえで、素早く確実に、とくに批判的観点から議論を組み立てることをトレーニングする。	2 後	40	2		○	○	○				
25	○	一般教養Ⅰ	行政書士試験の「一般知識」の社会科学分野について、さらに加えて各種試験で出題された問題を取り上げつつ、対象分野についての対策も行っていく。	2 前	40	2	○		○	○				
26	○	一般教養Ⅱ	行政書士試験の「一般知識」の情報分野、文章理解について、さらに加えて各種試験で出題された問題を取り上げつつ、対象分野についての対策も行っていく。	2 前	40	2	○		○	○				
27	○	一般教養演習	行政書士試験の「一般知識」の社会科学分野について、さらに加えて各種試験で出題された問題を取り上げつつ、対象分野についての対策も行っていく。	2 後	40	2		○	○	○				
28	○	時事研究Ⅰ	最新の国内・外の主要な時事問題について、時事用語の理解に重点をおきながら分析し、理解を深めることを目指す。	2 前	80	4	○		○	○				
29	○	時事研究Ⅱ	最新の国内・外の主要な時事問題について、時事用語の理解に重点をおきながら分析し、理解を深めることを目指す。	2 後	40	2	○		○	○				
30	○	英語Ⅲ	TOEICテストのリスニング・セクションPart1（写真描写問題）において、リスニングの基本的なコツをつかみ解答の精度を上げていくことを目的とする。	3 前	40	2		○	○	○				
31	○	クリティカル・リーズニング演習	クリティカル・リーズニングが主として関わっているのは、人の考えや行為に理由を与えることであり、自分や他人の推論を分析し評価することであり、よりよい推論を工夫して作り上げることである。明確に、かつ識別力をもって「言葉を使う力」を修得するために、米国法科大学院進学適性試験や各種の法科大学院入試問題等の出題傾向を考慮する。	3 前	40	2		○	○	○				
32	○	形式論理学Ⅰ	論理の記号化について学ぶ。なぜ記号化するのか？ 曖昧な自然言語の文章を記号化することで、論理構造が明快になる論理学ファーストステップについての修得を目指す。	3 前	40	2	○		○	○				
33	○	形式論理学Ⅱ	論理の記号化について学ぶ。なぜ記号化するのか？ 曖昧な自然言語の文章を記号化することで、論理構造が明快になる論理学ファーストステップについての修得を目指す。	3 後	40	2	○		○	○				
34	○	形式論理学演習Ⅰ	ロースクール入試で問われる“論理力”とは何か。それは、「主張」に対する「支持」「前提」「批判」を実践的に考察することに他ならない。一つ一つの主張を分析・検討しながら“論理力”の基礎固めを目指す。	3 前	40	2		○	○	○				
35	○	形式論理学演習Ⅱ	「形式論理学演習Ⅰ」を踏まえ、実践形式で“論理”の応用力を養成する。命題の複雑な処理、複数発言者がいる場合の相関関係などの頻出テーマの理解を目指す。	3 前	40	2		○	○	○				
36	○	社会科学演習Ⅱ	法学および現代社会分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指し、さらに総合的理解を深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、各種の国家試験・公務員試験等の出題傾向を考慮する。	3 前	40	2		○	○	○				
37	○	英語Ⅳ	TOEICテストのリスニング・セクションPart2（応答問題）において、リスニングの基本的なコツをつかみ解答の精度を上げていくことを目的とする。	3 後	40	2	○		○	○				
38	○	人文科学演習Ⅱ	日本史、世界史、および地理等の人文科学に関する総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。各種の国家試験・公務員試験等の出題傾向を考慮する。	3 後	40	2		○	○	○				

39	○	論作文 I	社会人としての心構えや社会常識、論理的思考力・判断力・分析力および感受性・表現力の基本を、文章を書くことによって養うことを目指す。	3 後	40	2	○	○	○										
40	○	英語 V	TOEICテストのリスニング・セクションPart3（会話問題）において、リスニングの基本的なコツをつかみ解答の精度を上げていくことを目的とする。	4 前	40	2	○	○	○										
41	○	一般教養 III	司法試験予備試験の「一般教養」について、さらに加えて各種試験で出題された問題を取り上げつつ、対象分野についての対策も行っていく。	4 前	40	2	○	○	○										
42	○	英語 VI	TOEICテストのリスニング・セクションPart4（説明文問題）において、リスニングの基本的なコツをつかみ解答の精度を上げていくことを目的とする。	4 後	40	2	○	○	○										
43	○	就職セミナー I	卒業後の進路選択を考える前段階として、日々の学生生活を有意義なものとする意識の高揚を目指す。特に、社会人として必要とされる基本的なものの見方や考え方・行動の仕方について理解を深め、礼儀・マナーの修得、面接練習等を重視する。	1 前	20	1	○	○	○	○	○								
44	○	職業実務 I A	社会人として必要とされるコミュニケーション能力を育成することを主な目的とする。円滑なコミュニケーションには、見た目も重要な要素となるため、社会人として好ましい服装やコーディネート、メイクアップについても学び、円滑な就職活動ができる準備をしていく。	1 通	20	1	○	○	○	○	○								
45	○	職業実務 I B	法令遵守を基礎として、社会的ニーズへの対応の仕方を、実例を踏まえて修得する。特にクレームの発生原因と対処方法について具体的に授業する。 近い将来、学生たちが社会で活躍する上で、基本的なコンプライアンス意識が醸成されたレベルを兼ね備えて送り出せるようにしたい。	1 通	20	1	○	○	○	○	○								
46	○	職業実務 I F	自衛隊の日本における役割を理解し、自衛隊と警察・消防の違い等について学ぶ。また、自衛隊の災害活動等についても学び、幅広く社会人として仕事をするために必要な知識・能力を修得する。	1 通	20	1	○	○	○	○	○								
47	○	職業実務 II A	社会人として社会で活躍するために、ストレスに対応できる人材を育成する。ストレスの種類や原因、対策方法を事例から学び、ストレス社会で活躍できる社会人の方向性を学ぶことを目的とする。 気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えとともに社会人としてのスキル習得することを目標とし、クレーム対応のスキルを学んでいく。	2 通	20	1	○	○	○	○	○								
48	○	職業実務 II B	障害者の現状を把握した上で、ノーマライゼーションやインクルージョンといった適切な障害者福祉のあり方を理解することを目標とする。障害者の現状や実態を示しながら、障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた授業を行う。 今後ますます重要になってくる成年後見制度について、実際の事例を基にして、制度の基礎知識や手続、問題点や対処法を実践的に学ぶ。	2 通	20	1	○	○	○	○	○								
49	○	職業実務 I C	自己理解を深めたうえで税関見学や業界関係者を招いての業界研究を通じて、学生が円滑な就職活動ができるようにしていくことを目的とする。	1 通	20	1	○	○	○	○	○								
50	○	職業実務 II C	社会人として必要とされる力を理解させ、業界関係者を招いての業界研究を通じて、学生が就職後のキャリア形成についても考えられるようにする。	2 通	20	1	○	○	○	○	○								
51	○	職業実務 II D	社会保険、年金や税金については社会人として知っておかなければならない事柄であるが、学生のうちにそれを学ぶ機会ほとんどない。そこで、それぞれの実務に精通した担当講師が、実例に基づいてわかりやすく解説をし、それらの必要性・重要性を理解し、社会に出て困らないような知識を修得する。	2 通	20	1	○	○	○	○	○								
52	○	職業実務 II E	不動産業界における業務に関する基本的な法律を理解し、売買、賃貸借、及び管理受託契約に至るまでの一連の流れにつき実務に基づいた知識を修得する。近時の民法や不動産登記法改正に伴う所有者不明の不動産に関する現状とその対処法についても、実際の実例に基づいた授業を行う。	2 通	20	1	○	○	○	○	○								
53	○	職業実務 II F	身近な法律問題に対する知見を得るほか、模擬裁判を通じて裁判の実際と法曹の職業に関する知見を得ることを目的とする。	2 通	20	1	○	○	○	○	○								
54	○	職業実務 III A	職業実務 III A は、弁護士の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に弁護士像を築くことを目指す。	3 通	20	1	○	○	○	○	○								
55	○	職業実務 III B	職業実務 III B は、組織内弁護士の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に組織内弁護士像を築くことを目指す。	3 通	20	1	○	○	○	○	○								
56	○	職業実務 III C	職業実務 III C は、検察官の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に検察官像を築くことを目指す。	3 通	20	1	○	○	○	○	○								
57	○	職業実務 III D	職業実務 III D は、裁判官の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に裁判官像を築くことを目指す。	3 通	20	1	○	○	○	○	○								

58	○	職業実務Ⅳ A	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4通	20	1	○	○	○	○				
59	○	職業実務Ⅳ B	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4通	20	1	○	○	○	○				
60	○	職業実務Ⅳ C	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4通	20	1	○	○	○	○				
61	○	職業実務Ⅳ D	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4通	20	1	○	○	○	○				
62	○	憲法Ⅰ	日本国憲法の基本構造と第3章「国民の権利及び義務」の分析を中心とする。それぞれの条文に関連する基本的な争点の考察を通して憲法規範の具体的な意味を理解する。	1前	40	2	○	○	○					
63	○	憲法Ⅱ	日本国憲法の第4章以降の統治機構の分析を中心とする。それぞれの条文に関連する基本的な争点の考察を通して憲法規範の具体的な意味を理解する。	1前	40	2	○	○	○					
64	○	民法Ⅰ	民法の基本的な理解を前提に、総則・物権に関する、民法第1編、第2編の各条文の意義・要件・効果を整理するとともに、判例および通説的な見解の考察をする。	1前	40	2	○	○	○					
65	○	民法Ⅱ	債権法に関する民法第3編の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例および通説的な見解の考察をすすめ、よって債権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	40	2	○	○	○					
66	○	刑法Ⅰ	刑法総論の基本構造を前提に、重要条文についての制度趣旨の考察を行うとともに、基本的論点についての分析を通して、犯罪論の体系的思考方法の修得を目指す。	1前	40	2	○	○	○					
67	○	民法総合演習Ⅰ	民法の修得に向けた総合的な短答演習を行う。民法全体の基本的知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	1前	40	2	○	○	○					
68	○	法学短答演習Ⅰ	法学検定の基礎（ベーシック）取得に向けた総合的な短答演習を行う。法学入門、憲法、民法、刑法の基本的知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	1後	40	2	○	○	○					
69	○	民事訴訟法	第一審の訴訟手続を中心に民事訴訟法全体を考察対象とする。民事訴訟法全体の条文の制度趣旨・要件・効果を整理するとともに、判例の考え方や通説的な見解を考察する。また第一審訴訟手続を考察する中で、実務上の手続などを学習し、その習得を目指す。	1後	40	2	○	○	○					
70	○	刑法Ⅱ	刑法各論の各罪に関して、保護法益、犯罪の方法、刑罰効果を分析、整理するとともに、生起する刑法各論の重要問題について判例および通説的な見解の考察をすすめ、各論の基本的知識と総論からの体系的思考の修得を目指す。	1後	40	2	○	○	○					
71	○	民法Ⅲ	民法第4編および第5編の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例および通説的な見解の考察をすすめ、よって家族法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1後	40	2	○	○	○					
72	○	刑事訴訟法Ⅰ	捜査および公訴に関する刑事訴訟法第2編第1章～第2章までを考察対象とする。捜査の構造論がその後の問題の解釈にどのように影響するかを判例および通説的な見解の分析を中心として、基本的な知識の修得と体系的思考の獲得を目指す。	1後	40	2	○	○	○					
73	○	刑事訴訟法Ⅱ	公判および上訴に関する刑事訴訟法第2編第3章と第3編を考察対象とする。公判の構造論がその後の問題の解釈にどのように影響するかを判例および通説的な見解の分析を通じて行い、よって基本的知識の修得と体系的思考の獲得を目指す。	1後	40	2	○	○	○					
74	○	法学入門	初学者が法律学を学ぶに際し法の世界への「道しるべ」を示すことで、各分野に特有かつ最小限の共通認識や基礎的事項への理解の獲得を目指す。	1前	20	1	○	○	○					
75	○	公法判例基礎	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを目指す。	1前	80	4	○	○	○					
76	○	民事法判例基礎Ⅰ	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを目指す。	1前	80	4	○	○	○					
77	○	民事法判例基礎Ⅱ	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを目指す。	1後	80	4	○	○	○					

78	○	刑事法判例基礎	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを旨とする。	1 後	80	4	○			○	○							
79	○	法令	法令についての基本的知識を修得し、基礎法学、憲法等の理解を深める。 行政書士試験の出題傾向を考慮し、民法・行政法の記述対策も行う。	2 前	40	2	○			○	○							
80	○	行政法	行政法全般について広く基本的知識を修得し、関係法令の条文、判例、学説を理解する。	2 前	80	4	○			○	○							
81	○	社会学 I	社会関係における地位と役割、階級と階層、家族、都市と農村、および社会変動等についての理解を目指す。	2 前	40	2	○			○	○							
82	○	社会政策	我が国で扱われる様々な社会問題に関してどのような政策がなされ、それら諸政策について、どのような評価をすることができるのか。社会学・経済学・政治学・哲学・歴史学等、様々な学問からの分析方法、評価方法について学ぶことを目標とする。	2 前	40	2	○			○	○							
83	○	商法 I	商法総則を考察対象として、各条文の意義・要件・効果を分析、整理するとともに、解釈によって生起する重要問題についての判例および通説的見解のより深い考察をすすめ、体系的思考の修得を目指す。	2 前	40	2	○			○	○							
84	○	政治学 I	政治権力、イデオロギーと政治意識、政党と圧力団体および国家概念、政治思想の歴史の変遷と現代政治学の考察および大衆社会の成立、マスメディア、世論、独裁等、政治学の基本的事項の理解を目指す。	2 前	40	2	○			○	○							
85	○	知的財産権法 I	知的財産権法の中の、特に産業財産権法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって知的財産権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	2 前	80	4	○			○	○							
86	○	知的財産権法 II	知的財産権法の中の、特に著作権法を中心にその各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって知的財産権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	2 前	80	4	○			○	○							
87	○	ビジネスマナー I	ビジネス実務と法律との関わりについて学び、法を遵守しながら、それにとどまらず社会のニーズに応えられるような知識の習得及び業務を行うのに必要な知識・技能の習得を目指す。	2 前	80	4	○			○	○							
88	○	民法総合演習 II	民法の修得に向けた総合的な短答演習を行う。民法全体の応用知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	2 前	80	4		○		○	○							
89	○	会社法 I	会社法を中心として、司法試験等の短答式問題を解けるようにし、また論文式問題を書けるようにするための基礎知識を修得する。	2 後	40	2	○			○	○							
90	○	会社法 II	会社法を中心として、司法試験等の短答式の応用問題を解けるようにし、また論文式の応用問題を書けるようにするための理解を促進する。	2 前	40	2	○			○	○							
91	○	市民生活と法 I	裁判傍聴や官公庁の施設見学を通じ、われわれの生活と関連する身近な法律問題について検討する。それぞれ見学の前には、確かな知識をもって臨めるようにする。	2 後	40	2	○			○	○							
92	○	社会学 II	社会学の基礎概念、社会構造と社会変動、社会生活の諸領域、大衆社会論、社会学の歴史と理論等の発展的内容の理解を目指す。各種の国家試験・公務員試験等の出題傾向を考慮する。	2 後	40	2	○			○	○							
93	○	商法 II	会社法を中心として、商法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって商法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	2 後	40	2	○			○	○							
94	○	法学短答演習 II	法学検定の中級（スタンダード）取得に向けた総合的な短答演習を行う。法学一般、憲法、民法、刑法等の基本的知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	2 後	80	4		○		○	○							
95	○	民法総合演習 III	民法の修得に向けた総合的な短答演習を行う。民法全体の応用知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	2 後	80	4		○		○	○							
96	○	憲法演習 I	基本的人権および統治機構についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。法科大学院入試、司法試験予備試験の出題傾向を考慮する。	2 前	80	4		○		○	○							
97	○	憲法演習 II	基本的人権および統治機構についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。法科大学院入試、司法試験予備試験の出題傾向を考慮する。	2 後	40	2		○		○	○							
98	○	民法演習 I	民法全般について、基本事項および各条文の解釈、判例および通説的な見解の考察等についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。法科大学院入試、司法試験予備試験の出題傾向を考慮する。	2 前	80	4		○		○	○							









160	○	卒業研究	専門学校での学習の集大成として、就職先の業界研究や官庁研究など各学生がテーマを考え論文を作成する。	4 後	80	4	○	○	○				
合計				160 科目		344 単位 (6880単位時間)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：成績評価において合格した科目の授業時間数の合計が3,560時間以上になること		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：コース選択により履修科目が決定され、必修、選択必修を含め授業時数が、1年次に920時間以上、2年次に920時間以上、3年次に920時間以上、4年次に800時間以上になるように履修すること		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。